

「小松市ふるさと納税事業代行業務」の委託契約について、次の通り公募型プロポーザルを行うので、公告する。

令和 6 年 11 月 25 日

小松市長 宮橋 勝栄



1. 公募型プロポーザルに付する事項

- (1) 業務名 小松市ふるさと納税事業代行業務
- (2) 業務概要 小松市ふるさと納税事業について、ポータルサイトの運営管理、返礼品の発注・配送管理、返礼品事業者などへの支払い、寄附額向上に向けた提案・助言など
- (3) 契約期間 令和 7 年 4 月 1 日（火）から令和 10 年 3 月 31 日（金）まで
- (4) 予定価格 委託料は寄附金額に委託経費率を乗じて算出された金額とし、委託経費率上限（消費税及び地方消費税相当額を含まない）は 4.0%とする。

2. プロポーザル参加資格要件

本プロポーザルに参加する提案者は、参加表明書（様式第 1 号）の提出日現在において、次の要件をすべて満たすこと。

なお、申し込みにおいて提出された記載事項に虚偽があった場合は、直ちに参加資格を失うものとする。

- (1) 法人格を有し、本委託業務を円滑に遂行できるよう、安定的かつ健全な財政能力、体制を有していること。
- (2) 相互に資本関係または人的関係にある者が本プロポーザルに参加していないこと。
- (3) 国税、県税及び市税（市内業者のみ）を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれかの申立てまたは決定を受けていないこと。
 - ア 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更正手続開始の申立てまたは決定
 - イ 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てまたは決定
 - ウ 破産法に基づく破産手続開始の申立て
- (5) 本件参加資格審査の実施日において、小松市の競争入札参加停止措置を受けていないこと。
- (6) 小松市暴力団排除条例（平成 24 年小松市条例第 11 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団及び同第 3 号に該当する暴力団員（以下「暴力団員」という。）、並びに法人でその役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいい、法人に対しその者と同など以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）のうちに暴力団員などに該当する者があるもの及び暴力団員などが出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有する者でないこと。
- (7) 前号に規定する者と密接な関係を有する者でないこと。

- (8) 前 2 号に掲げるもののほか公共の安全及び福祉を害するおそれのある団体または当該団体に属する者でないこと。

※上記を満たす 1 事業者を代表 (代表事業者) とする複数事業者による提案も可としますが、その場合は全事業者が上記(2)、(3)を除くすべての参加資格を満たす必要があります。

また、本市は代表者とのみ委託契約を締結するため、そのほかの参加者については代表者との委託契約 (小松市との関係において再委託に該当) により業務を行ってください。その場合においては、本業務全体の進行管理及び取りまとめ等は代表者の責任において行ってください。

3. 日程

(1) 説明会

令和 6 年 12 月 2 日 (月)

(2) 参加資格に関する質問受付期間

令和 6 年 12 月 2 日 (月) から

令和 6 年 12 月 11 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(3) 企画提案に関する質問受付期間

令和 6 年 12 月 2 日 (月) から

令和 6 年 12 月 25 日 (水) 午後 5 時まで (必着)

(4) 参加表明書提出期限

令和 6 年 12 月 16 日 (月) 午後 5 時 (必着)

(5) 企画提案書等提出期限

令和 7 年 1 月 10 日 (金) 午後 5 時 (必着)

(6) 一次審査

令和 7 年 1 月 15 日 (水)

(7) 一次審査結果通知

令和 7 年 1 月 16 日 (木)

(8) 二次審査

令和 7 年 1 月 23 日 (木)

(9) 二次審査結果通知

令和 7 年 1 月 27 日 (月)

※上記の日程は、都合により変更する場合がある。

4. 問い合わせ先

小松市役所 市長公室広報秘書課 (広報広聴担当) 担当: 寺田

石川県小松市小馬出町 91 番地 電話: 0761・24・8016 FAX: 0761・24・5563

5. そのほか

詳細は「小松市ふるさと納税事業代行業務仕様書」のとおり